

これだけは
知っておきたい

10月から
番号通知

2016年1月から
スタート

マイナンバー 5つのPOINT

新聞・テレビで最近話題の社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）。いよいよ今年10月から各家庭に番号が通知され、来年1月から順次利用が開始します。マイナンバー制度の基本事項と、健康保険との関わりなどについて理解しておきましょう。

※スケジュールや名称、活用例は、現時点で想定されているもので、今後変更になる場合があります。

1人ひとつの
番号をもちます



POINT

1

マイナンバー
とは何か？

マイナンバー（個人番号）とは、
国民一人ひとりに付与される
12桁の番号のこと

その番号によって、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるための新しい社会基盤です。氏名、住所、生年月日、性別と関係付けられ、市町村長によって、住民票のある方全員に番号が付与されます。したがって、中長期在留者や特別永住者などの外国の方にも、マイナンバーが付与されます。

POINT

2

マイナンバーの
メリット

行政の効率化

手続きが正確で早くなる

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

国民の利便性の向上

面倒な手続きが簡単に

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関がもっている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできます。

公平・公正な社会の実現

給付金などの
不正受給の防止

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

POINT

3

用語の説明

■通知カード

2015年10月から住民票の住所に郵送される、マイナンバーを通知するカード。「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号」が記載されます。顔写真はつきません。

■個人番号カード

2016年1月以降、希望者に交付されるICチップ付きカード。表面に「氏名、住所、生年月日、性別、顔写真」、裏面に「個人番号」が記載されます。個人番号カードを掲示することで、行政窓口でスムーズに本人確認ができるようになります。通知カードと申請書を提出することで、無料で交付されます（その際に通知カードは返却）。

■マイナポータル

2017年1月開始予定の、情報提供等記録開示システム。インターネット上の個人用ページで、マイナンバーを含む個人情報、いつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないか確認できるようになります。

■法人番号制度

2015年10月から、国税庁長官によって、法人等にも13桁の番号が付与されます。マイナンバー（個人番号）とは異なり、原則公表され、利用範囲の制約がないため、民間での利用も可能です。

POINT

4

健保組合とは どう関わってくる？

健康保険では、以下のケースでマイナンバーを使用する予定です

- ・被保険者資格取得・喪失の申請
- ・被扶養者（異動）の申請
- ・産前産後休業取得・終了の申請
- ・療養費の支給の申請
- ・出産育児一時金の支給の申請
- ・限度額適用認定の申請
- ・高額療養費の支給の申請

将来的には…

こんなケースでも活用できるかも！

- ・被扶養者の資格確認（検認）に使用
- ・過去に受けた予防接種や特定健診履歴を、転職や転居しても
- ・次の健保組合や自治体に引き継げる
- ・オンライン上での被保険者資格確認
- ・個人番号カードに健康保険証の機能が追加

POINT

5

今後のスケジュール

2015年10月以降、各家庭にマイナンバーが通知され、2016年1月より、個人番号カードの交付とマイナンバーの利用がスタートします。まずは、社会保障分野では年金に関する相談・照会、税分野では申告書などへの記載、災害分野では被

災者台帳の作成などに、マイナンバーが必要となります。2017年1月から、国の行政機関内での情報連携と、マイナポータルの運用が開始。そして、2017年7月からは、自治体や健保組合でもマイナンバーの活用がスタートします。

(例) 健康保険組合の被扶養者認定を受ける場合

